

# 「（仮称）草加市パートナーシップ宣誓制度」の考え方

令和3年10月 総合政策部 人権共生課

## 1 検討の経緯

令和元年草加市議会9月定例会において、「草加市におけるパートナーシップの公的認証および性的少数者に関する諸問題への取り組みに関する請願」が採択されました。

これを受け、本市では、性的少数者への取組として「（仮称）パートナーシップ宣誓制度」の創設について検討を進めています。

※性的少数者：身体の性別と性自認が一致しない人や性的指向が同性や両性に向く人など。

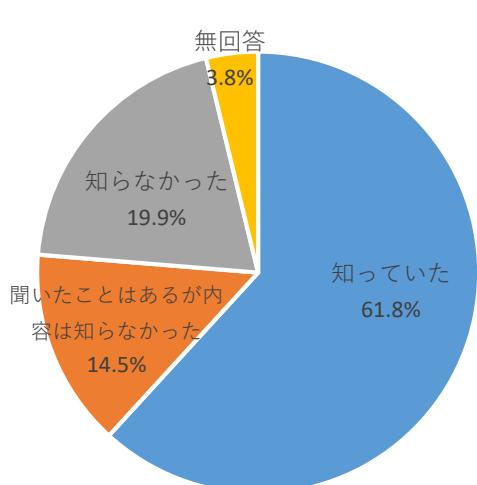
## 2 制度の背景

性的少数者は、少数者であるために偏見や差別を受け、生活の様々な場面で困難や生きづらさを感じています。周囲に打ち明けられずに悩んでいる人も少なくありません。

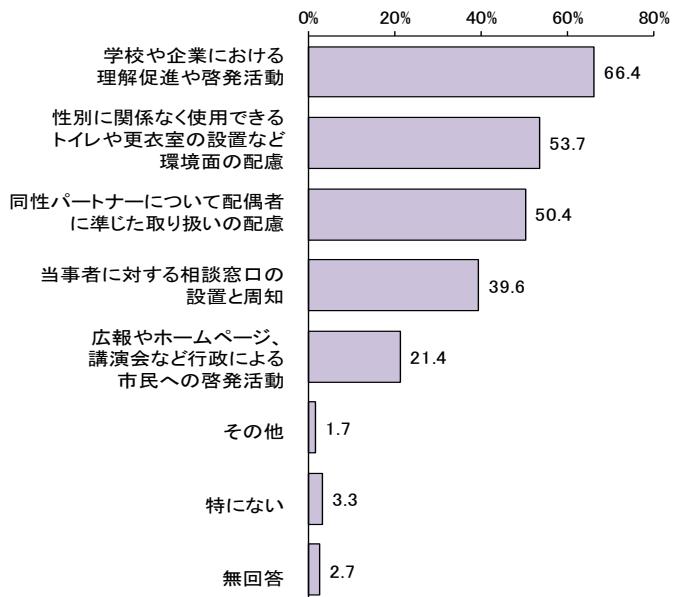
本市では、「草加市人権施策推進基本方針」や「草加市男女共同参画プラン2021」に基づき、様々な人権施策に取り組むとともに、令和2年6月に「草加市人権尊重都市宣言」を制定し、全ての人々の多様性が尊重される人権共生社会の実現を目指した取組を進めています。

草加市男女共同参画アンケート調査結果（令和2年3月）より

【図1】「LGBT」という言葉について知っていますか。



【図2】性的少数者の方への支援として、どのような取り組みが必要と思うか。



「草加市男女共同参画アンケート」では、図1のとおり性的少数者（L G B T）の認知度について、「知っていた」と回答した人が約6割と一定の認知を得ていますが、一方で「知らなかった」「聞いたことはあるが内容は知らなかった」と回答した人が3割を超えています。図2では、性的少数者の方への支援の取組として、「同性パートナーについて配偶者に準じた取り扱いの配慮」の必要性を感じている人は約5割となっています。

### 3 制度の趣旨

全ての人が互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが自分らしく輝いて暮らせる社会の実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要事項を定めるものです。

### 4 制度の概要

互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、相互に責任を持って協力し合うことを約束した2人が、パートナーシップ関係であることを市に宣誓し、市は、宣誓した事実を証明する宣誓書受領証を交付します。

この制度は、婚姻制度等現行の法制度に影響を与えるものではなく、2人のパートナーシップ関係という事実を対外的に証明するものとして、性的少数者の困難や生きづらさの軽減につながることを目指すものです。法的効果は生じませんが、性的少数者の存在が可視化され、偏見や差別を取り除き、社会的な理解を促進する効果が期待されます。

### 5 パートナーシップの定義

互いを人生のパートナーとして、日常の生活において相互に責任を持って協力し合うことを約束した、双方又は一方が性的少数者である2人の社会生活関係をいいます。

### 6 宣誓を行うことができる方の要件

次のいずれにも該当する方が対象です。

- (1) 成年に達していること。
- (2) 市内に住所を有している（市内への転入を予定している場合を含む）こと。
- (3) 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者以外にパートナーシップ関係がある者がいないこと。
- (5) 互いに近親者でないこと。

### 7 必要書類

- (1) 住民票の写し
- (2) 婚姻していないことを証明する書類（戸籍謄本など）
- (3) 本人確認ができるもの（運転免許証など）
- (4) 宣誓書及び受領証等に通称を使用する場合は、通称を日常的に使用していることが確認できるもの

### 8 交付する書類

- (1) 宣誓書受領証（A4サイズ）
- (2) 宣誓受領カード（名刺サイズ）

### 9 その他

市は、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が十分に理解されるよう、市民や事業者への周知啓発に努めるとともに、パートナーとして市営住宅の入居資格が得られるよう進めています。